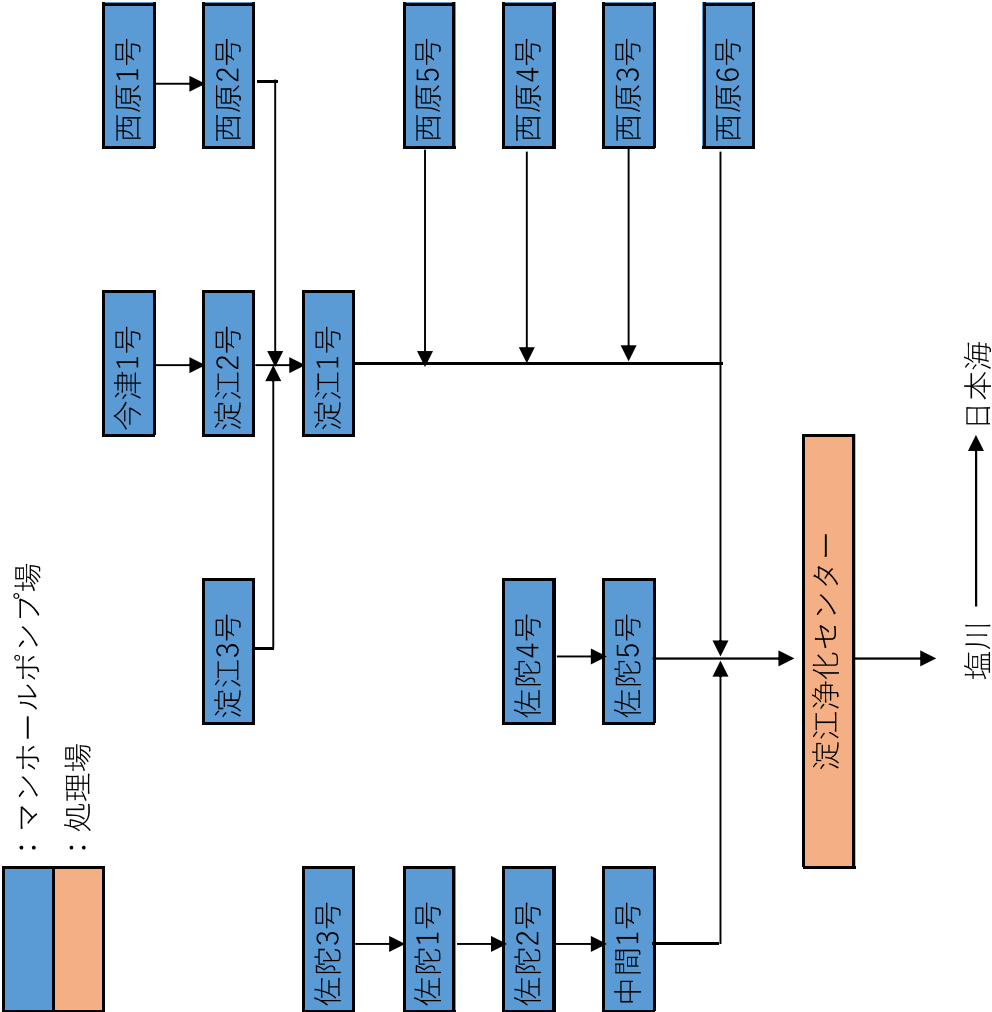


■マンホールポンプ場 位置図(3/3)



※マンホールポンプ場の位置図については、本委託の契約締結日から業務開始日の前日までの期間（以下「業務準備期間」という。）に受託者にて現地の確認を行うこと。

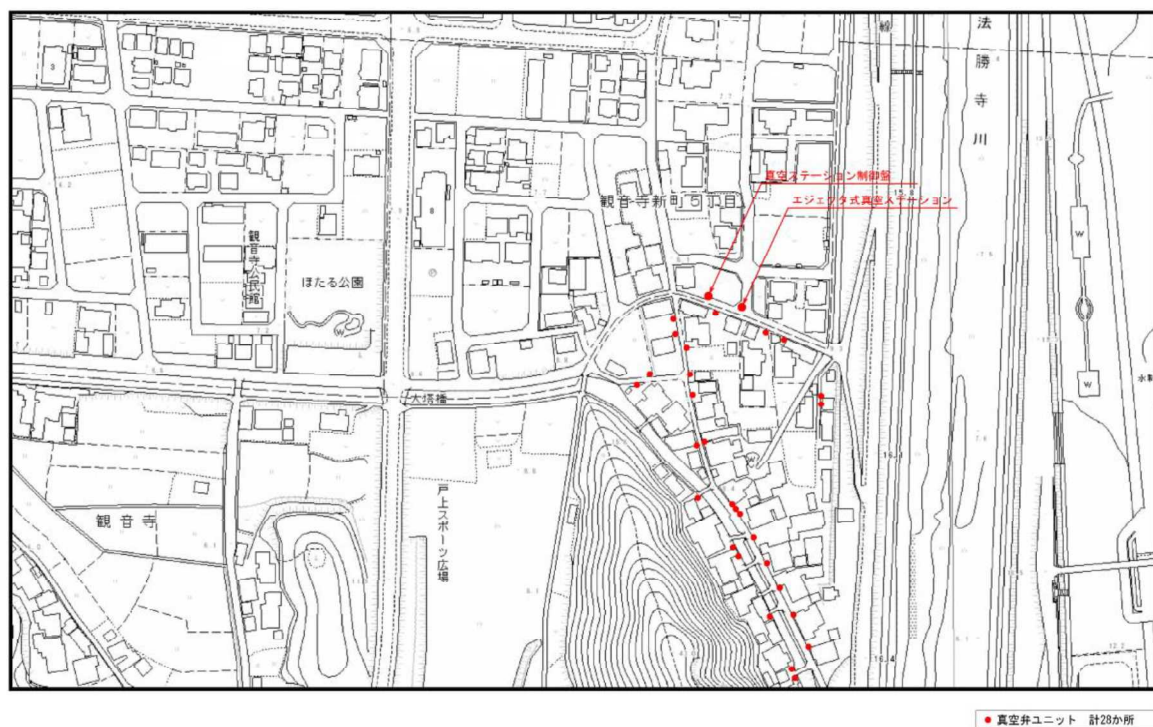
送水フロー図【淀江処理区】



別紙 2-D 観音寺マンホールポンプ場（真空ステーション）

施 設 名	所在地	ポンプ 台数(台)	吐出能力 (m ³ /分)	その他設備	完成年度
観音寺マンホールポンプ場 (真空ステーション)	米子市観音寺 新町5-101	エジェクタ ユ ニット 2	汚水	脱臭搭	平成25年

【真空弁ユニット】 観音寺真空ステーション配置図



【別紙 3】業務範囲

別紙3 公共下水道事業施設の業務範囲

施設名	統括管理業務							保全管理業務				運転管理業務									
	統括 マネジ メント	事務	調達 管理	施設 情報 管理	安全 衛生 管理	緊急時 ・災害 時対応	セルフ モニタ リング	保守 点検	巡回 点検	法定 点検	修繕	水質 測定	運転 操作 監視	汚泥 試験	悪臭 物質 測定	試験 結果 の分析	エネ ギー 管理	ユー ティ リ ティ 管理	廃棄 処分	環境 整備	警備
内浜処理場（水処理施設）	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○
内浜処理場（汚泥処理施設）	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○
皆生処理場	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○
淀江浄化センター	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○
中央ポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○
祇園ポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	○	-	○	-	○	○	○	○	○
大谷ポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	○	-	○	-	○	○	○	○	○
新加茂ポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	○	-	○	-	○	○	○	○	○
青木ポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	○	-	○	-	○	○	○	○	○
富益団地ポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	○	-	-	-	○	○	○	○	○
上福原ポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	○	-	○	-	○	○	○	○	○
西福原ポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	○	-	○	-	○	○	○	○	○
三柳マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	-	○	○
久米町マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	-	○	○
彦名マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	-	○	○
純町マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	-	-	○
上福原マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	-	○	○
東山マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	-	○	○
青木公民館前マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	-	-	○
福市第一マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	-	○	○
福市第二マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	-	-	○
福市第三マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	-	-	○
福市第四マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	-	-	○
福市第五マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	-	-	○
福市第六マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	-	-	○
陰田第1マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	-	-	○
陰田第2マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	-	-	○
陰田第3マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	-	-	○
米子港マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	-	○	○
西皆生マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	-	-	○
美吉2号マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	-	-	○
観音寺マンホールポンプ場 （真室ステーション）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	-	-	○
中島マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	-	-	○
日原マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	-	-	○
長砂マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	-	-	○
車尾マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	-	-	○
蚊屋マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	-	-	○
昭和町マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	-	-	○
美吉マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	-	-	○
日原2号マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	-	-	○
日原3号マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	-	-	○
美吉3号マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	-	-	○
彦名2号マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	-	-	○
彦名3号マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	-	-	○
佐陀1号マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	-	-	○
佐陀2号マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	-	-	○
佐陀3号マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	-	-	○
佐陀4号マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	-	-	○
佐陀5号マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	-	-	○
中間1号マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	-	-	○
西原1号マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	-	-	○
西原2号マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	-	-	○
西原3号マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	-	-	○
西原4号マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	-	-	○
西原5号マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	-	-	○
西原6号マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	-	-	○
淀江1号マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	-	-	○
淀江2号マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	-	-	○
淀江3号マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	-	-	○
今津1号マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	-	-	○
旭が丘マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	-	○	○
観音寺1号マンホールポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	-	-	○
河崎1号マンホールポンプ場(仮称)	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	-	-	○
河崎2号マンホールポンプ場(仮称)	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	-	-	○
蚊屋2号マンホールポンプ場(仮称)	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	○	-	-	○

【別紙 4】放流水質に係る法定基準・目標基準

1 基本事項

- (1) 放流水質に係る要求水準は、関連法令等で規制を受ける排水基準となる「法定基準」及び良好な放流水質を確保するために委託者や受託者が独自設定する「目標基準」を設定する。
- (2) 法定基準とは、契約期間において、受託者が必ず達成すべき基準をいう。
- (3) 目標基準とは、日常の運転管理において実施する水質試験の全測定値の各年度の平均値（以下「年平均値」という。）が満足すべき基準をいう。
- (4) 年平均値の算定に際しては、各測定日の間隔を考慮した加重平均値とし、各測定日の間隔については、次の考え方のおりとする。ただし、流入水が本委託で規定する流入水質基準を満足していない場合の測定結果については、年平均値の算定から除外する。

1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	8 日	9 日	10 日	11 日	12 日	13 日	14 日	…
測定 ↓ 結果 A				測定 ↓ 結果 B			測定 ↓ 結果 C				測定 ↓ 結果 D			
A×4 日				B×3 日			C×4 日				D×…日			

$$\text{年平均値} = (A \times 4 + B \times 3 + C \times 4 + D \times \dots) \div 365 \quad (\text{ただし、うるう年は } 366)$$

- (5) 受託者は、水質試験の基準項目に関し、法定基準及び目標基準に適合させるよう処理すること。
- (6) 受託者は、法定基準の未達となる期間を把握するために、法定基準の未達が最初に確認された時点から法定基準が未達でないことを確認できるまで、1 日 1 回以上の頻度で水質試験を行い、放流水質を把握すること。
- (7) 委託者は、受託者が行う水質試験の結果をもって、法定基準の未達の期間を確認する。
- (8) 委託者は、本委託に係る要求水準に対する達成状況を公表することができる。
- (9) 放流水質に係る要求水準に関し、委託期間中に法令等が改正されたときは、施行日以降改正後の数値とする。
- (10) 法定基準が未達だった場合の対応の詳細については、契約書に規定する。
- (11) 目標基準が未達だった場合、受託者は、委託者に報告し、主体的に目標基準未達の原因究明を行い、改善措置を行う。

2 法定基準

日常の運転管理において実施する水質試験（受託者による水質測定に限らず、委託者が水質管理上で要求される水質測定を含む。以下同じ。）の各回測定値が達成すべき法定基準は、以下のとおりとする。

■法定基準

水質項目	法定基準		
	内浜処理場	皆生処理場	淀江浄化センター
pH	5.8 以上 8.6 以下	同左	同左
BOD (mg/L)	15 以下	同左	同左
COD (mg/L)	30 以下	最大 160 以下 日間平均 120 以下	(対象外)
SS (mg/L)	40 以下	同左	同左
T-N (mg/L)	日間平均 35 以下	(対象外)	(対象外)
T-P (mg/L)	日間平均 3 以下	(対象外)	(対象外)
大腸菌数 (1ml につき)	800 コロニー形成単位以下	同左	同左

3 目標基準

日常の運転管理において実施する水質試験の全測定値の各年度の平均値（以下「年平均値」という。）が満足すべき目標基準は、以下のとおりである。

■目標基準

水質項目	目標基準		
	内浜処理場	皆生処理場	淀江浄化センター
pH	5.8 以上 8.6 以下	同左	同左
BOD (mg/L)	5.0 以下	4.0 以下	2.0 以下
COD (mg/L)	6.0 以下	9.0 以下	(対象外)
SS (mg/L)	3.0 以下	4.0 以下	2.0 以下
T-N (mg/L)	8.0 以下	(対象外)	(対象外)
T-P (mg/L)	0.3 以下	(対象外)	(対象外)
大腸菌数 (1ml につき)	20 コロニー形成単位以下	同左	同左

※1 内浜処理場の BOD、T-N、T-P の値は、斐伊川流域別総合計画値（計画処理水質）を表す。

【別紙 5】臭気に係る法定基準

1 基本事項

- (1) 臭気に係る要求水準は、関連法令等で規制を受ける「法定基準」を設定する。
- (2) 法定基準とは、悪臭防止法の臭気指数規制に基づく臭気に関する基準であり、処理場及びポンプ場における日常の運転管理において実施する悪臭物質測定 of 各回測定値が達成すべき規制基準値をいう。
- (3) 法定基準で区分する規制地域区分（A 区域から C 区域）は、米子市が設定する悪臭規制の規制地域とする。
- (4) 悪臭物質測定は、各施設の敷地境界において実施する。
- (5) 法定基準が未達となった場合、委託費の減額は行わないが、受託者は、委託者に報告し、主体的に法定基準未達の原因究明を行い、改善措置を行う。
- (6) 法定基準

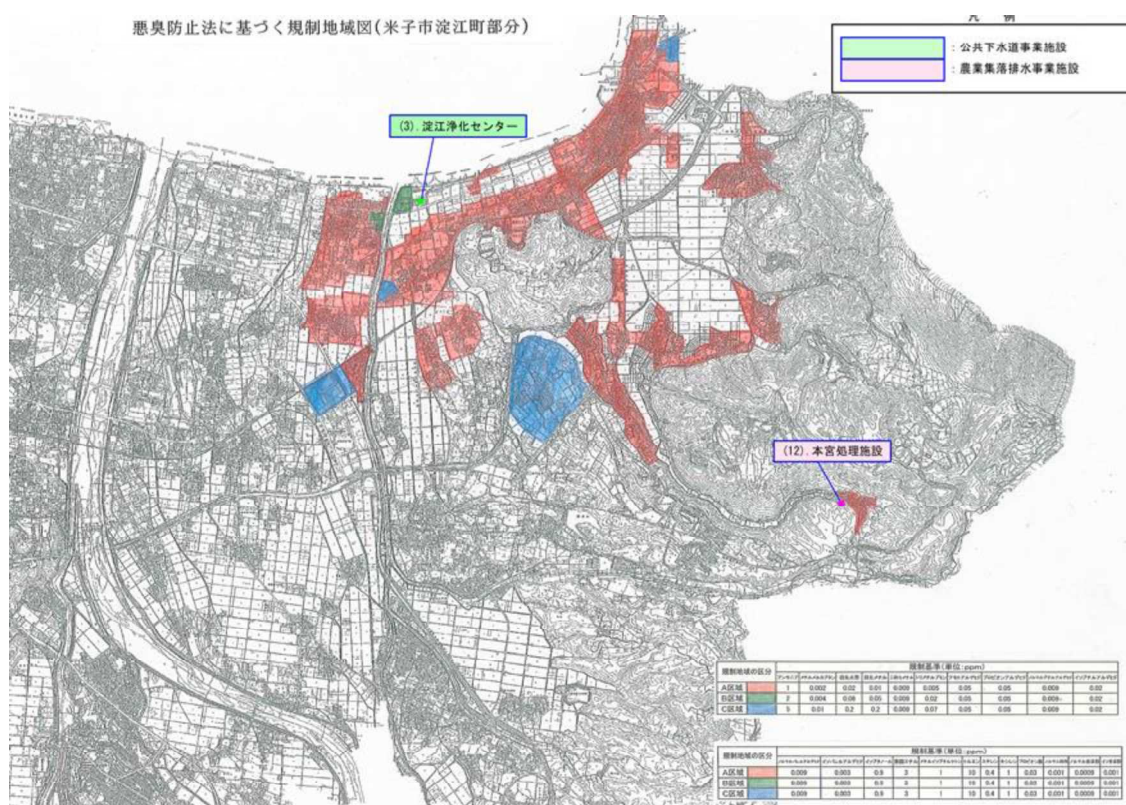
日常の運転管理において実施する悪臭物質測定 of 各回測定値が達成すべき法定基準（規制基準値）は、以下のとおりとする。

（単位：ppm）

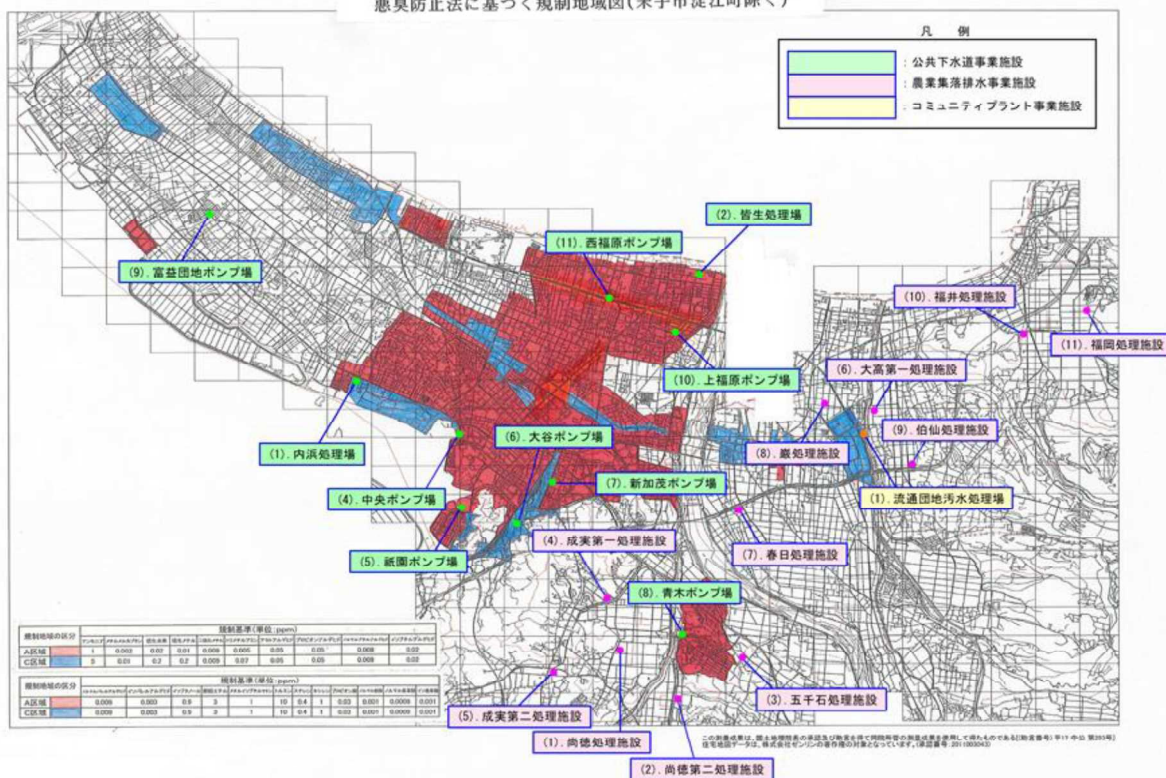
特定悪臭物質	規制地域区分		
	A区域	B区域	C区域
アンモニア	1	2	5
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01
硫化水素	0.02	0.06	0.2
硫化メチル	0.01	0.05	0.2
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07
二硫化メチル	0.009		
アセトアルデヒド	0.05		
プロピオンアルデヒド	0.05		
ノルマルブチルアルデヒド	0.009		
イソブチルアルデヒド	0.02		
ノルマルバレールアルデヒド	0.009		
イソバレールアルデヒド	0.003		
イソブタノール	0.9		
酢酸エチル	3		
メチルイソブチルケトン	1		
トルエン	10		
スチレン	0.4		
キシレン	1		
プロピオン酸	0.03		
ノルマル酪酸	0.001		
ノルマル吉草酸	0.0009		
イソ吉草酸	0.001		

規制地域区分

悪臭防止法に基づく規制地域図(米子市淀江町部分)



悪臭防止法に基づく規制地域図(米子市淀江町除く)



【別紙 6】汚泥性状に係る契約基準・目標基準

1 基本事項

- (1) 汚泥性状に係る要求水準は、受託者に課す「契約基準」と「目標基準」を設定する。
- (2) 契約基準とは、日常の運転管理において実施する汚泥試験の各回測定値が達成すべき基準をいう。
- (3) 目標基準とは、日常の運転管理において実施する汚泥試験の全測定値の年平均値が満足すべき基準をいう。
- (4) 年平均値の算定に際しては、年平均値の算定に際しては、各回測定値と脱水汚泥量を考慮した加重平均値とし、加重平均値を算定する方法については、次の考え方のおりとする。

1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	8 日	9 日	…
測定 ↓ 結果 含水率A 汚泥量a	測定 ↓ 結果 含水率B 汚泥量b	測定 ↓ 結果 含水率C 汚泥量c	測定 ↓ 結果 含水率D 汚泥量d	測定 ↓ 結果 含水率E 汚泥量e	脱水機 稼働なし	脱水機 稼働なし	測定 ↓ 結果 含水率F 汚泥量f	測定 ↓ 結果 含水率G 汚泥量g	

年平均値＝[各回含水率(%)×各回脱水汚泥量(t)の総和]÷[各回脱水汚泥量(t)の総和]

$$= (A \times a + B \times b + C \times c + D \times d + E \times e + F \times f + G \times g + \dots) \div (a + b + c + d + e + f + g + \dots)$$

- (5) 受託者は、汚泥試験の基準項目に関し、契約基準及び目標基準に適合させるよう処理すること。
- (6) 基準項目とする含水率は、施設稼働時に 1 日 1 回以上の頻度で測定すること。
- (7) 汚泥試験は、簡易法による測定を可とするが、この場合、あらかじめ簡易法と公定法の測定値の相関を確認するとともに、簡易法による測定値が契約基準を満足していないおそれがあると考えられるときは、速やかに公定法による含水率の測定を行うものとする。
- (8) 委託者は、本委託に係る要求水準に対する達成状況を公表することができる。
- (9) 契約基準が未達だった場合の対応の詳細については、契約書に規定する。
- (10) 目標基準が未達だった場合、受託者は、委託者に報告し、主体的に目標基準未達の原因究明を行い、改善措置を行う。

2 契約基準

日常の運転管理において実施する汚泥試験（受託者が実施する汚泥試験に限らず、委託者が実施する汚泥試験を含む。以下同じ。）の各回測定値が達成すべき契約基準は、以下のとおりとする。

項 目	基準項目	契約基準	
		内浜処理場	淀江浄化センター
汚泥性状	含水率	85.0%以下	85.0%以下

3 目標基準

日常の運転管理において実施する汚泥試験の全測定値の年平均値が満足すべき目標基準は、以下のとおりとする。

項 目	基準項目	目標基準	
		内浜処理場	淀江浄化センター
汚泥性状	含水率	81.0%以下	83.0%以下

【別紙 7】 流入水等の条件

1 基本事項

- (1) 運転管理に係る流入水量及び流入水質に関する基準を各処理場に設定する。
- (2) 流入水の水質及び排出事業者の監督は委託者の責任とするが、受託者は常に流入水量及び水質の監視を行い、水質等に異常があった場合は速やかに委託者へ報告すること。

2 流入水量に関する基準（処理場）

本件処理場の流入水量に関する基準は、施設能力によるものとし、次のとおりとする。

施設名	日最大流入水量 (m ³ /日)
内浜処理場	41,340
皆生処理場	42,240
淀江浄化センター	3,410

3 委託費の受託者の費用負担に関する流入水量（処理場）

施設名	区 分	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
内浜処理場	年間総流入水量 (m ³ /年)	10,708,370	10,724,898	10,682,820
	日平均流入水量 (m ³ /日)	29,338	29,303	29,268
皆生処理場	年間総流入水量 (m ³ /年)	6,251,355	6,291,174	6,296,615
	日平均流入水量 (m ³ /日)	17,127	17,189	17,251
淀江浄化センター	年間総流入水量 (m ³ /年)	847,165	838,140	824,535
	日平均流入水量 (m ³ /日)	2,321	2,290	2,259

※1 年間総流入水量は、「日平均流入水量×年間日数」にて算出。

ただし、令和 9 年度は閏年を考慮した値である。

※2 日平均流入水量は、令和 2 年度～令和 6 年度の 5 か年実績値から推移した値である。

4 流入水質に関する基準（処理場）

本件処理場の流入水質に関する基準は、次のとおりとする。

施設名	pH	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)
内浜処理場	5～9	600 以下	600 以下	240 以下	32 以下
皆生処理場	同上	同上	同上	同上	同上
淀江浄化センター	同上	同上	同上	同上	同上

※1 上表に記載のない水質項目については、下水道法第 12 条の 2 の範囲内とする。

※2 流入水質の測定時点において上記の流入基準を満たさない場合は、流入水質に関する流入基準の未達とする。なお、流入基準の未達となる期間は、流入基準の未達が最初に確認された時点から、流入基準が未達でないことが確認できるまでの期間とする。

5 汚泥性状に関する実績

本委託では、「汚泥性状に係る契約基準」に関して供給汚泥量及び汚泥性状に関する基準は設定せず、受託者の運用によるものとする。

【別紙 8】業務日報、月報及び年報の記載内容

1 業務日報

<記載事項（例）>

- 1) 天候、気温、雨量（気象）
- 2) 報告者（担当）
- 3) 別紙21の水質試験項目、別紙23の汚泥試験項目の結果（水質等）
- 4) 各処理運転フローにおける処理数量（処理状況）
- 5) 各ユーティリティの数量（調達）
- 6) 管理の指標としている諸元値（管理）
- 7) 主要機器の運転記録（運転）
- 8) その他記録・報告すべき事項（備考）

※様式及び記入項目は、委託者と協議により決定する。

2 業務月報

<記載事項（例）>

- 1) 業務日報に記載の事項
- 2) 保守・点検・正常状態に復帰させるための調整実施と結果
- 3) 事故・故障記録、対応報告
- 4) 管理報告
- 5) 第三者検査機関実施の水質測定値

※様式及び記入項目は、委託者と協議により決定する。

3 業務年報

<記載事項（例）>

- 1) 業務月報記載事項の月集計
- 2) 必要な報告事項、その他

※様式及び記入項目は、委託者と協議により決定する。

4 通日試験報告

<記載事項（例）>

- 1) 別紙21の水質試験項目および結果の考察・評価等

※様式及び記入項目は、委託者と協議により決定する。

【別紙 9】統括マネジメント業務の要求水準

1 本業務の基本方針

統括マネジメント業務（以下、本規定において「本業務」という。）の基本方針は、以下のとおりとする。

- (1) 受託者が実施する業務について、業務横断的に業務実施手順や業務実施体制を見直し、業務の効率化に配慮し、業務プロセスを再編・再構築して、サービスの質の向上を図るよう努めること。
- (2) 下水道施設全体を俯瞰して将来にわたる改築需要を勘案しつつ、維持管理・改築・修繕の一体的な最適化を図り、将来の環境の変化に柔軟に対応し得る業務提供体制を構築すること。
- (3) 個別業務間の連絡及び連携を密にし、施設機能を常時把握したうえで、これを業務に反映するよう努めること。
- (4) 委託者と受託者との間のコミュニケーションを密にし、住民サービスレベルの向上を常に意識したうえで、これを業務に反映するよう努めること。
- (5) 個別業務の提供にあたり、マネジメント技術を駆使し、スケジュール、コスト、品質の適切なコントロールを行い、円滑な業務の推進に資すること。
- (6) P D C A の考えを取り入れたセルフモニタリングを通じ、本委託に関係する全ての企業を取りまとめ、委託期間にわたり業務要求水準を満たしたサービスを提供し続けること。
- (7) 本委託における委託者のパートナーとして、下水道事業の健全な経営への貢献の視点を持ち、自らが行う業務範囲において業務プロセスを最適化するだけでなく、委託者が行う業務範囲をも含めた業務プロセスの最適化についても助言を行うこと。

2 本業務の要求水準

2.1 基本業務計画書の確認

- (1) 統括責任者は、個別業務の責任者が作成する以下の基本業務計画書の内容を確認し、業務開始の 30 日前までに委託者に提出し、承諾を受けること。
 - ア 調達管理計画
 - イ 保守点検計画
 - ウ 修繕・改築計画
 - エ 水質管理計画
 - オ その他、本委託の実施に必要な個別業務の計画
- (2) 基本業務計画書の内容が変更となる場合には、速やかに変更後の基本業務計画書を委託者に提出し、その内容の確認を受けること。